

転入世帯 新婚世帯

応援します

若者定住促進 家賃補助

39歳以下の



対象者

町内企業勤務者 補助の内容

家賃月額の1/2 × 最長36カ月
(上限1万円)

町外企業勤務者 補助の内容

家賃月額の1/4 × 最長36カ月
(上限1万円)

申請の受付期間

要件を満たしてから1年以内

- 転入し、民間賃貸住宅に居住した方
- 転入後1年以内に企業に正規雇用された方又は転入時において企業に正規雇用されている方
- 転入時において39歳以下の方
- さつま町に住民登録している方
- 町税等を完納している方
- 外国人技能実習生でない方

町内企業に勤務している世帯 補助内容

夫婦の
いずれか

家賃月額1/2 × 最長36カ月
(上限1万円)

39歳以下の

新婚世帯

町外企業に勤務している世帯 補助内容

夫婦の
いずれか

家賃月額1/4 × 最長36カ月
(上限1万円)

対象者

申請の受付期間

婚姻届の提出から1年以内

- 平成30年1月1日以降の婚姻による新婚世帯で、民間賃貸住宅に居住した方
- 夫婦共に39歳以下の世帯
- 夫婦のいずれかが企業に正規雇用されている世帯
- 夫婦のいずれもさつま町に居住し、住民登録している世帯
- 夫婦のいずれも町税等を完納している世帯

用語

家賃：(管理費・共益費、駐車場代等を除く)から住宅手当を控除した額

転入：町外に1年以上居住した世帯(単身者)が本町に居住し、新たに住民登録を行うこと

企業：事業所若しくは店舗又は工場を有する法人及び個人事業主
賃貸住宅：賃貸借契約を締結した自己の居住用の住宅
(公営住宅及び社宅、官舎、寮等並びに親族が所有する住宅を除く。)

※ その他、要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先
さつま町役場 ふるさと振興課 移住定住係
TEL 0996-53-1111 (2273)
メール fu-teijyuu@satsuma-net.jp
窓口：本庁2階8番 エレベーター向かい側